

# 仕 様 書

## 1 業務名

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会広報用映像制作業務

## 2 趣 旨

2020年に本県で開催する第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」について広報用映像を制作し、開催の周知等を図る。

## 3 履行期間

契約締結日から平成31年3月22日までとする。

## 4 業務内容

### (1) プランニング, 構成, シナリオ等

ア 採用された企画案を基に、「概要編」, 「県民運動編」, 「選手応援編」の3編を制作し、3編を併せた全体版・総合版を作成する。ただし、発注者から修正を依頼することがある。

また、各編のコンセプト等は次のとおりであるが、提示している内容以外に効果的なものがあれば、提案すること。

### コンセプト等

	名称	時間	コンセプト	内容 (例示)
①	概要編 (7分)	5分	両大会の基本的な知識や魅力を伝える内容	○両大会の基礎的な知識や魅力の紹介 ○前回大会(「太陽国体」)の映像 ○過去の県選手団の活躍 等
②	概要編 (ゲスト)	30秒		
③	県民運動編 (7分)	5分	両大会への関わり方を紹介するとともに、『参加したい!』という動機付けを促す内容	○県民による両大会を盛り上げる活動の紹介及び実践者へのインタビュー ・イメージソング(合唱風景) ・イメージソングダンス(講習会の風景) ○両大会ボランティア活動の取組状況の紹介及びボランティアへのインタビュー ・広報ボランティア(イベント等でのPR風景) ・花いっぱい運動(種まき, 手入れ, 満開までの一
④	県民運動編 (ゲスト)	30秒		

				連の流れ) ・クリーンアップ運動(海岸清掃作業等の風景) ○募集中の各種ボランティア等の紹介
⑤	選手 応援編 (フル)	5分	競技力向上の取 組みを紹介する とともに、『応 援したい!』と いう動機付けを 促す内容	両大会に向けて頑張る選手(強化指定選手など)の 紹介  ○有望選手(2018福井国体で活躍した選手な ど)へのインタビュー等
⑥	選手 応援編 (ダイジェスト)	30 秒		
⑦	全体版	15 分	3編フルバー ジョン(①+③+ ⑤)	
⑧	総合版	20 分	全体版⑦+イメ ージダンス映像	

イ 発注者との協議を重ねながら、各編の内容に沿った視点で構成し、視聴者に分かりやすく、効果的で、親しみやすい内容とする。

ウ イメージソング・ダンス「ゆめ～KIBAIYANSE～ダンス」や両大会のマスコット「ぐりぶーファミリー」を効果的に活用すること。

## (2) 再生時間

各編の映像再生時間は、3～5分で、全体で15分程度の内容とする。

また、各編とも、街頭ビジョンでの放映を想定して、30秒程度のダイジェスト版を別途作成する。

## (3) 聴覚障害者に対する情報保障

映像の中に手話や文字情報を取り入れ、聴覚障害者も映像を楽しむことができるようなものとする。

## (4) オーサリング

各編メニュー画面を作成すること(背景に工夫を凝らすこと。)

(1) アの項目ごとにメニューから選べるようにすること。

全体版⑦・総合版⑧の入ったDVDには、(1)の①～⑥も格納すること。

## (5) 制作及び打合せ

---

- ア 契約締結後1週間以内に業務計画書を提出すること。
- イ 撮影、CG、編集等の実作業に当たっては、随時、発注者と打合せを行うものとする。
- ウ 映像の制作段階で、随時、制作中の映像の試写を行い、視聴による発注者の確認を得た上で、制作すること。試写の後、修正が必要な個所を発注者に確認し、映像等を修正すること。

## (6) 成果品及び作成数

---

- ア 原盤DVD 4枚  
※最終提出時には、3編各々の映像と3編を1本にまとめた映像にして収録すること。ダイジェスト版も同様とすること。
- イ ホームページ掲載用動画（DVD-R等で格納） 1枚  
※動画投稿サイト（YouTube）にアップできる形式

## (7) 納品期限

---

種類	期日
概要編	平成30年 9月28日（金）
県民運動編	平成30年12月27日（木）
競技力向上編	平成31年 3月22日（金）
全体版・総合版	平成31年 3月22日（金）

## (8) 納品場所

---

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課内

## 5 著作権の取り扱い等

---

- (1) 本契約により生じる著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）については、無償で実行委員会に帰属する。
- (2) 映像制作に使用した素材及び出演者に関する著作権者は、実行委員会とする。

- (3) 出演者及び第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 本業務で作製する成果品は、複製し、不特定多数の視聴者に向けて、ホームページやケーブルテレビ、街頭ビジョン等で放映したり、学校、各地域のイベント等で活用いただくなど、実行委員会が自由に使用できるものとする。
- (6) 映像の出演者の肖像、音声、氏名、略歴等については、本契約終了後も実行委員会は無償で使用することができるものとする。成果品に係る出演者のパブリシティ権（肖像権）は、無償で実行委員会に帰属するものとする。
- (7) 実行委員会が解散した場合、当該成果品に関する権利は、鹿児島県に承継されるものとする。

## 6 資料の提供

---

- (1) 実行委員会は、受託者が本仕様書を実現するに当たって必要と認められる資料を無償で貸与する。
- (2) 受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく委託者に返還する。

## 7 秘密の保持

---

- (1) 受託者は、実行委員会から秘密とされた事項及び本契約に関して知り得た実行委員会等の秘密を第三者に漏らしてはならない。  
また、本業務を遂行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 本条の規定は、本契約終了後にも有効に持続する。

## 8 協議事項等

---

本仕様書に記載のない事項で、本業務を遂行する上で必要と認められる事項が発生した場合は、実行委員会に速やかに協議し、その指示に従うこと。